

特定教育・保育施設の利用定員等について

1. 概要

市町村長が施設型給付費の支給にかかる施設として確認する「教育・保育施設」においては、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

2. 特定教育・保育施設開設予定一覧

【認可保育園】

	施設名	設置主体	住所	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	定員 (人)	開園予定時期
1	保育園きぼうのつばさ	社会福祉法人	根本	12	16	16	19	19	19	101	平成 27 年 11 月
2	(仮称) みなみ新松戸保育園	社会福祉法人	新松戸	8	16	16	16	17	17	90	平成 28 年度
3	(仮称) 東進ワールドキッズ	社会福祉法人	紙敷	3	21	24	24	24	24	120	平成 28 年度
4	(仮称) 秋山なのはな保育園	社会福祉法人	秋山	12	15	15	16	16	16	90	平成 28 年度
	合計			35	68	71	75	76	76	401	平成 28 年度

【幼保連携型認定こども園】

	施設名	設置主体	住所		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	定員 (人)	開園予定時期
5	(仮称) 耀きの森幼児舎	社会福祉法人	紙敷	保育園	3	9	12	12	12	12	60	平成 28 年度
				幼稚園				2	4	4	10	
	合計				3	9	12	14	16	16	70	